

令和7年度大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金 募集要項

—目 次—

I. 大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金の概要

1. 趣旨 2
 2. 奨学金制度について 2
 3. 支給要件 4
 4. 支援金額 6
 別紙（中小企業等の定義） 8

II. 申請手続き

1. 手続きの流れ 9
 2. 申請方法 10
 3. 申請期間、各期受付数 10

III. 支援金の支給

1. 支援金の支給の決定、通知 10
 2. 支援金の支払 10

IV. 留意事項

V. 申請に必要な書類

VI. 問合せ先

支給要件に変更があります！【必ずご確認ください。】

大阪府の 支援内容	令和6年度		令和7年度	
	支給要件	①基本支援【支援金額:30万円】 高校生(府育英会)	②追加支援【支援金額:20万円】 大学生等(学生支援機構)	①基本支援【支援金額:30万円】 高校生(府育英会)及び 大学生等を対象とした奨学金
奨学金の返還支援額 及び期間	—		①基本支援 月額 5,000 円以上を5年以上実施 (年間6万円以上かつ支援期間の開始の日 から5年以内における返還支援額の総額が 30万円以上も可)	②追加支援 月額 7,500 円以上を 10 年以上実施 (年間9万円以上かつ支援期間の開始の日 から 10 年以内における返還支援額の総額 が 90 万円以上も可)
求人活動 (制度の支援対象従業員 がいない場合)	5年以内に従業員を雇い入れる意思 があること(誓約書で確認)		ハローワーク又は OSAKA しごとフィールド のHP(にであう)を通じて正社員を求人募集 すること	

【注意】過去に本支援金の支給の決定を受けた事業者は、今回は申請できません。

I. 大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金の概要

1. 趣旨

大阪府では、現在の物価高騰の中で、奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減するとともに、府内事業者における人材の確保・定着につなげるため、「大阪府奨学金返還支援制度導入促進事業」を令和5年度及び令和6年度に実施しました。

本事業では、従業員等に対し、奨学金返還に係る手当等を支給する又は、従業員等に代わって奨学金を返還する「奨学金返還支援制度」を新たに導入した事業者に最大50万円の支援金を支給するもので、これまで約2,900社に支援金を支給しました。

令和7年度については、より効果的な事業とするために、この間に事業者が導入した制度の実態や、奨学金を返還しながら働く若者の負担軽減としての効果、そして事業者における制度の持続性を踏まえ、毎月の支援額を5,000円以上、かつ支援期間を5年以上とすることを基本の支給要件として、大学の奨学金などを返還する方に対して一定以上の充実した制度とする場合は、支援金額を上乗せすることといたしました。（支給要件等、詳細は後述の「3. 支給要件」に記載）

※本事業において奨学金の貸与団体とは、公益財団法人大阪府育英会（以下「府育英会」という。）や独立行政法人日本学生支援機構（以下「学生支援機構」という。）等をさします。

2. 奨学金制度について【必ずお読みください】

まず奨学金制度についてご理解いただいたうえで、各事業者で奨学金返還支援制度を導入してください。

(1) 奨学金制度とは

奨学金制度とは、経済的理由により進学をあきらめることなく、自らの能力や適性等にあった進路を自由に選択できるよう、学資の貸与及び給付を行う制度で、学生支援機構のほか、府育英会などが実施しています。

原則返還が不要な給付型と卒業後返還する貸与型があり、大学生の49.6%（※）が何らかの奨学金を利用しています。

※大学・昼間部の場合（出典：学生支援機構「令和2年度 学生生活調査」）

【参考：大阪府育英会・日本学生支援機構 奨学金貸与状況】

貸与団体	府育英会	学生支援機構	
対象者	高等学校、 専修学校高等課程	大学、短期大学、大学院、 高等専門学校、専修学校専門課程	
種類	奨学資金（入学時増額 奨学資金を含む）	第一種奨学金 （無利子）	第二種奨学金 （有利子）
平均貸与総額（※1）	40万円/人	216万円/人（※2）	337万円/人（※2）
返還者数（※3）	66,600人	全国473万人（大阪府 推計33万人）	

※1 令和5年度末に貸与が終了した奨学生1人あたりの平均貸与総額

※2 第一種と第二種の併用貸与を受けた場合はそれぞれで計算

※3 令和5年度末時点の返還者数

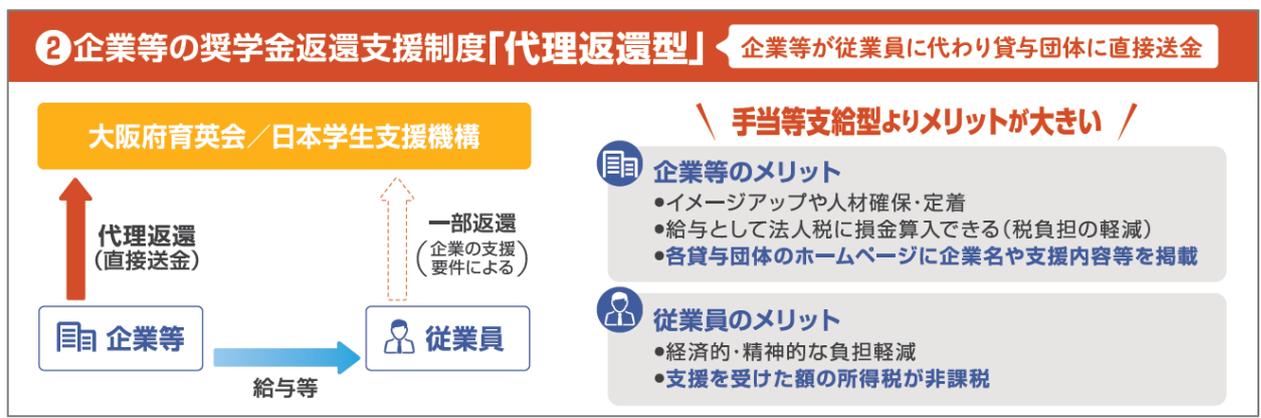
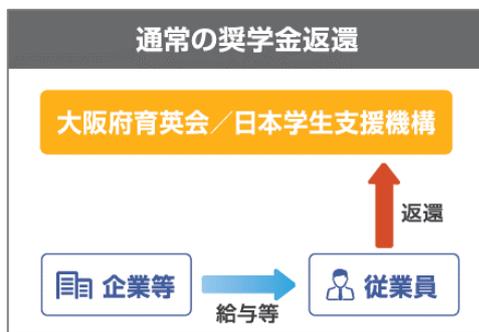
（出典：府育英会「奨学金返還のしおり」、府育英会HP等及び学生支援機構「奨学金事業への理解を深めていただくために（R5.5）」）

(2) 奨学金返還支援制度とは

奨学金返還支援制度とは、奨学金を返還する従業員等に対して、企業等が返還額の全部又は一部を金銭的に支援するものです。支援の方法は、①奨学金を返還している従業員等に対し、手当等として給与等に上乗せして支給する「手当等支給型」又は、②企業等が従業員等に代わり奨学金を貸与団体に直接返還する「代理返還型」の2つのパターンがあります。いずれの支援方法も、企業等のイメージアップや福利厚生充実が図られ、人材確保・定着につながります。

また、②「代理返還型」は、各貸与団体のホームページに企業等の情報が掲載されるほか、従業員にとっては支援を受けた額の所得税が非課税となるなど、①「手当等支給型」に比べて**メリットが大きい**という特徴があります。

【奨学金返還方法・奨学金返還支援方法のイメージ】



「代理返還型」を導入する場合は、企業等とそれぞれの貸与団体との間で手続きが必要になります。詳しくは、各団体のホームページでご確認ください。

【問合せ先】

■大阪府育英会 返還収納課

電話06-6357-6273

<https://www.fu-ikuei.or.jp/dairihenkan/>



■日本学生支援機構 奨学事業戦略部 奨学事業総務課 総務係

電話03-6743-6029

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kigyoshien/index.html>



(3) 奨学金返還支援制度を導入する際の注意点

大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金は、制度導入にかかる経費として1回に限り支給するものです。従業員等への返還支援にかかる経費は事業者が負担することになりますので、奨学金返還支援制度を導入する際は支援内容をご検討ください。

また、奨学金は通常、大学・高等学校等を卒業後、7か月目から返還が始まります。そのため、新卒採用した従業員等に10年間返還支援を行う場合は、就業規則等で定める支援する期間を「入社後10年間」ではなく、「支給開始後10年間」としてください。

3. 支給要件（令和7年度に一部を変更していますので、ご注意ください。）

次の(1-1)及び(2)から(9)までの全てを満たす事業者が、本事業の対象者です。

※追加支援も申請する場合は、(1-2)も満たす必要があります。

(1-1) 基本支援：以下に記載する要件を満たすこと

イ 令和5年9月21日から令和7年8月31日までの期間内に府育英会から貸与された奨学金を対象とする奨学金返還支援制度及び大学生等を対象とした奨学金返還支援制度（以下「府育英会等奨学金返還支援制度」という。）を導入したこと

「制度の導入」とは、奨学金返還支援制度を就業規則や賃金規程等に定め、かつ従業員等に周知することであり、支援金を申請する時点で、改正した規則や規定等を施行している必要があります。

ロ 導入した府育英会等奨学金返還支援制度の返還支援額が従業員等1人につき月額5,000円以上、かつ返還支援期間が5年以上であること
(返還支援額が1年につき6万円以上かつ返還支援期間の開始の日から5年以内における返還支援額の総額が30万円以上も対象となります。)

(1-2) 追加支援：(1-1) の基本支援に加えて、次のイ及び口のいずれも満たす場合

イ 令和5年9月21日から令和7年8月31日までの期間内に、学生支援機構から貸与された奨学金を対象とする奨学金返還支援制度（以下「学生支援機構奨学金返還支援制度」という。）を導入したこと

「制度の導入」とは、奨学金返還支援制度を就業規則や賃金規程等に定め、かつ従業員等に周知することであり、支援金を申請する時点で、改正した規則や規定等を施行している必要があります。

ロ 導入した学生支援機構奨学金返還支援制度の基本的な返還支援額が従業員等1人につき月額7,500円以上、かつ返還支援期間が10年以上であること

（返還支援額が1年につき9万円以上かつ返還支援期間の開始の日から10年以内における返還支援額の総額が90万円以上も対象となります。）

イ及びロを満たすことにより、基本支援の支給要件である3. 支給要件（1-1）の「大学生等を対象とした奨学金返還支援制度」も満たすこととなります。

(2) 別紙に定める中小企業等の定義に該当すること

(3) 大阪府の区域内に所在する本店又は事業所に雇用保険被保険者である従業員等が1名以上いること

本事業において、雇用保険被保険者とは、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者のことです。

(4) 次のイ及び口のいずれかを満たすこと

イ ハローワーク又は大阪府の総合就業支援拠点である OSAKA しごとフィールドの HP（にであう）を通じて正社員の求人募集を行うこと

ロ 奨学金返還支援制度の対象となる従業員等が1名以上いること

(5) 支援金の支給の決定を受けた日から5年以上奨学金返還支援制度を継続して実施すること

大阪府は、奨学金返還支援制度を実施していないことを確認した場合、事業者に対し支給した支援金の返還を求めることがあります。

(6) 大阪府ホームページ等で事業者名等及び奨学金返還支援制度の内容を公表することに同意すること

(7) 自社の求人票又はホームページ等において、奨学金返還支援制度を導入していることを明示すること

(8) これまでに、大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金の支給の決定を受けていないこと

(9) 次のイからへまでのいずれにも該当しない者であること

イ 宗教上の組織若しくは団体又は政党その他の政治団体（これらの者が法人でない場合は、その代表者又は管理人）

- ロ 支援金の支給を申請する日の前日を起算日とする過去1年間において、労働基準法その他の関係法令に違反したことがある者
- ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）
- ニ 従業員等に暴力団員又は暴力団密接関係者がある者
- ホ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮（令和7年6月1日以降は、拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- ヘ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

4. 支援金額

(1) 基本支援：30万円（1社当たり）

(2) 追加支援：20万円（1社当たり）

- 府育英会等奨学金返還支援制度を導入していることが必須です。学生支援機構奨学金返還支援制度のみを導入した場合は、支援金の対象とはなりません。
- 申請は、期間内に1度限りです。先に府育英会等奨学金返還支援制度を導入し申請した事業者が、後日、学生支援機構奨学金返還支援制度を導入した場合でも申請は出来ません。

(注意) 既に奨学金を返還している従業員がいる場合

【奨学金返還支援制度の導入状況】

- ・府育英会への支援：月額5,000円、支援年数5年間
- ・学生支援機構への支援：月額7,500円、支援年数10年間

(例) 22歳から20年間の返還期間で学生支援機構の奨学金を返還している35歳の方を中途採用

⇒事業者における従業員への支援は、学生支援機構への従業員本人による返還開始後10年間ではなく、従業員の入社後10年間又は返還が終了するまで支援する必要があります。

(今回の例では、32歳で既に10年経過しているので、会社としての支援はしないのではなく、本人の返還期間が終了する42歳まで支援する必要があります。)

【参考：支援内容の具体例】

令和5年9月20日 時点の状況	令和5年9月21日～令和7年8月31日 (対象期間)	支給 金額
府育英会及び学生支援機構の 奨学金への支援制度がない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3支給要件 (1-1 □) を満たす ①府育英会の奨学金への支援制度の新設 及び ・ 3支給要件 (1-1 □) を満たす ②大学生等の奨学金への支援制度 (学生支援機構を含む) の新設 	30万円
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3支給要件 (1-1 □) を満たす ①府育英会の奨学金への支援制度の新設 及び ・ 3支給要件 (1-2 □) を満たす ②学生支援機構の奨学金への支援制度の新設 	50万円
府育英会の奨学金への支援制 度はあるが、 3支給要件 (1-1 □) を満た していない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3支給要件 (1-1 □) を満たす ①府育英会の奨学金への支援制度への改正 及び ・ 3支給要件 (1-1 □) を満たす ②大学生等の奨学金への支援制度 (学生支援機構を含む) の新設 	30万円
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3支給要件 (1-1 □) を満たす ①府育英会の奨学金への支援制度への改正 及び ・ 3支給要件 (1-2 □) を満たす ②学生支援機構の奨学金への支援制度の新設 	50万円
3支給要件 (1-1 □) を満た す学生支援機構の奨学金への 支援制度がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3支給要件 (1-1 □) を満たす ①府育英会の奨学金への支援制度の新設 及び ・ 3支給要件 (1-1 □) を満たす ②学生支援機構を除く大学生等の奨学金への支援 制度の新設 	30万円

参考 3支給要件 (1-1 □) は以下のとおりです

返還支援額が従業員等1人につき月額5,000円以上、かつ返還支援期間が5年以上であること

(返還支援額が1年につき6万円以上かつ返還支援期間の開始の日から5年以内における返還支援額の総額が30万円以上も対象となります。)

参考 3支給要件 (1-2 □) は以下のとおりです

返還支援額が従業員等1人につき月額7,500円以上、かつ返還支援期間が10年以上であること

(返還支援額が1年につき9万円以上かつ返還支援期間の開始の日から10年以内における返還支援額の総額が90万円以上も対象となります。)

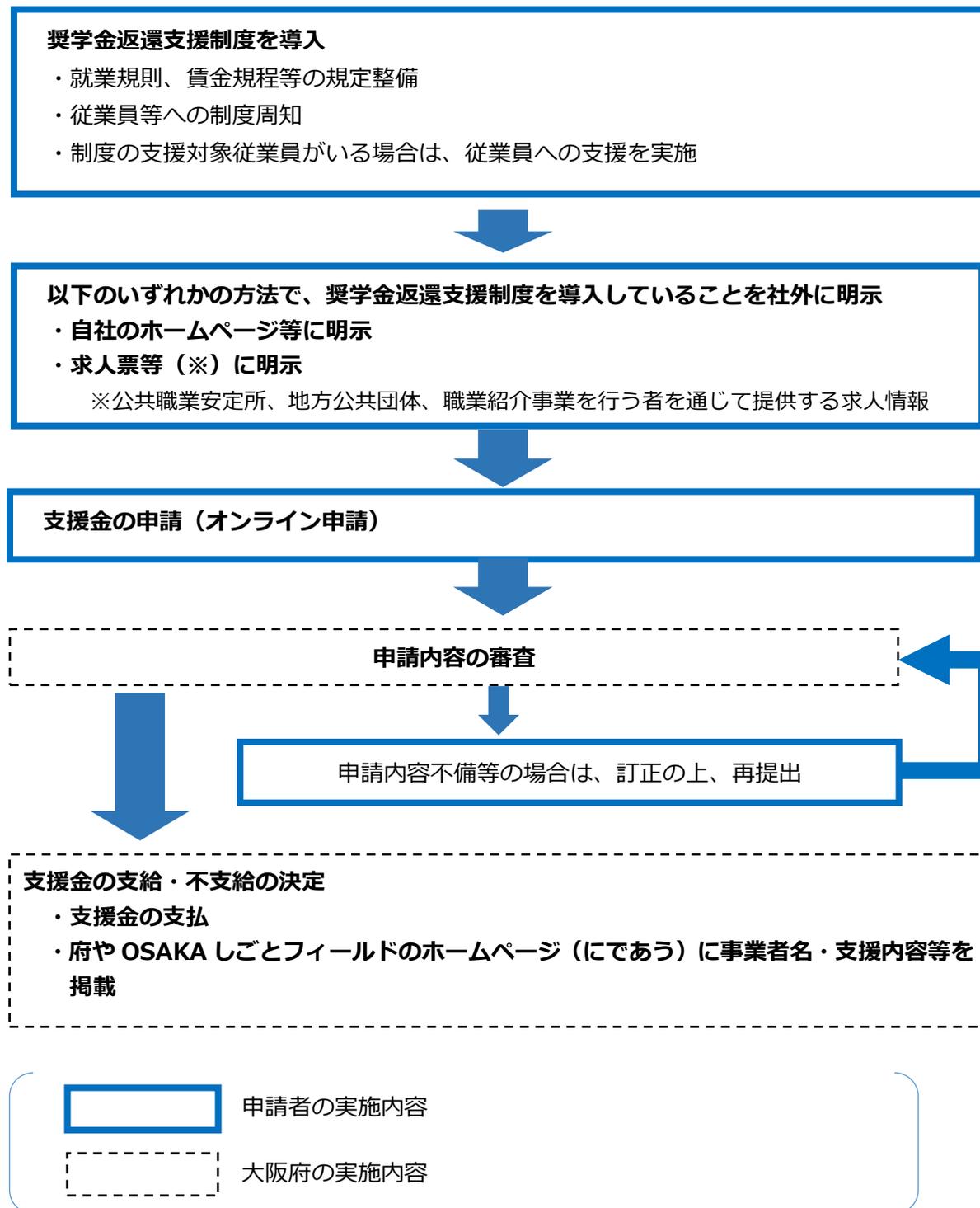
別紙（中小企業等の定義）

	業種分類	定義
企業（個人事業主を含む）	① 製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人事業主
	② 卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人事業主
	③ サービス業 （ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業を除く）	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人事業主
	④ 小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人事業主
	⑤ ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工場用ベルト製造業を除く）	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 900 人以下の会社及び個人事業主
	⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人事業主
	⑦ 旅館業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 200 人以下の会社及び個人事業主
	⑧ その他の業種（上記以外）	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人事業主
その他の法人等	⑨ 医療法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が 300 人以下の者
	⑩ 学校法人	常時使用する従業員の数が 300 人以下の者
	⑪ 商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所	常時使用する従業員の数が 100 人以下の者
	⑫ 中小企業支援法第 2 条第 1 項第 4 号に規定される中小企業団体	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
	⑬ 特別の法律によって設立された組合又はその連合会	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
	⑭ 財団法人（一般・公益）、社団法人（一般・公益）	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
	⑮ 特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑯ 任意団体	a 団体の目的、組織、運営、事業内容を明らかにする規約、規則等を有すること b 代表者が置かれ、事務局の組織が整備されていること a 及び b を満たし、上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者	

※「主たる業種」は、総務省の日本標準産業分類の「業種区分」に基づきます

Ⅱ.申請手続き

1. 手続きの流れ



2. 申請方法

オンラインで申請してください。

《申請内容に不足・不備があった場合》

- ・申請に不足や記載漏れ等の不備があった場合は、申請フォームに記載の申請担当者連絡先に支援金事務局から連絡します。
※代理申請の場合は、原則、申請担当者及び代理申請者に連絡します。
※追加書類や修正後の書類については、「追加・修正専用の申請フォーム」より、Web を活用してご提出いただけます。ご利用については個別にご案内します。
- ・申請書類の提出が全て確認できた後、審査を行います。オンライン申請のフォームで入力完了した場合でも、フォームでの入力内容や添付書類に不足・不備があった場合は、不足・不備が解消されるまで審査を行いません。

3. 申請期間、各期受付数

支援金の申請について、下記のとおり第1期及び第2期に分けて受付します。

ただし、各期で受付数を設定しており、**受付数に達した時点で申請受付を終了します。**

なるべく、お早めに申請いただくようお願いします。

- 第1期…申請期間 令和7年4月9日（水）から令和7年6月30日（月）まで
受付申請数 1,000 件
支給予定日 令和7年9月上旬頃
- 第2期…申請期間 令和7年9月3日（水）から令和7年11月28日（金）まで
受付申請数 1,000 件（予定）
支給予定日 令和8年1月下旬頃

Ⅲ. 支援金の支給

1. 支援金の支給の決定、通知

- (1) 審査の結果、申請内容が適正と認められる場合は、予算の範囲内で支援金を支給します。
- (2) 支援金を支給する決定をした場合は、登録のあった金融機関口座への入金をもって、支給決定の通知とします。

また、支援金を支給しない決定をした場合は、後日、文書にて不支給に関する通知をします。

2. 支援金の支払

支援金は、支援金事務局より、登録のあった金融機関口座に振り込みます。

IV. 留意事項

1. 支給決定の取消し、違約金及び延滞金

支援金支給の決定後、対象要件に該当しない事実や虚偽等が判明した時は、支援金の支給決定を取り消します。

支援金が支給されている場合、申請者は、定められた期日までに支援金を返還しなければなりません。期日を過ぎた場合は、延滞金を支払わなければなりません。

さらに、虚偽等があった場合は、違約金を支払わなければなりません。

2. 支援金の支給要件を満たしていないことが判明した場合は、その旨を速やかに届け出る必要があります。届出をされる方は、支援金事務局までご連絡ください。

3. 支援金の支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、大阪府は、申請者の活動状況等に関する調査等を実施することがあります。

4. 申請に関する情報を税務情報に使用することがあります。

5. 個人情報について、支援金の審査・支給に関する事務に必要な限りにおいて、大阪府が一部事務委託している事業者と共有する場合があります。

6. 申請に関する情報を、大阪府暴力団排除条例第 26 条に基づき、大阪府警察本部に提供することがあります。

7. 申請によって損害を生じても、大阪府としては一切責任を負いません。

8. 支援金の支給の決定を受けた場合は、申請書類等について、支援金の支給の決定を受けた日の属する大阪府の会計年度終了後 10 年間（令和 18 年 3 月 31 日まで）は保存いただく必要があります。

V. 申請に必要な書類

オンラインにて、申請フォームに入力のうえ、ファイル添付をしてください。

1. 大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金申請書 ⇒申請フォームに入力
2. 誓約・同意書（様式第2号）⇒申請フォームに入力
3. 資本金及び従業員数が中小企業等であることが確認できる書類
【法人の場合】
 - ・商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）など【個人事業主等（様式第1-2号で申請）の場合】
 - ①個人事業の開業届出書（必須）
 - ②給与所得等に係る市町村民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（必須）
4. 雇用の実態（被雇用者を雇用保険に加入させていること）が確認できる書類
 - ・労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（雇用保険の納付が確認できる申告書）〔事業主控〕
5. 個人事業主等の代表者の本人確認ができる書類（法人の場合は不要）
 - ・運転免許証等
6. 奨学金返還支援制度を導入したことが確認できる書類
 - ・奨学金返還支援制度を定めた就業規則、賃金規程等
 - ・求人票
 - ・借入証書など
7. 奨学金返還支援制度を従業員等に周知したことが確認できる書類
 - ・従業員等への周知文書等
8. 奨学金返還支援制度を導入していることを社外に明示したことが確認できる書類
 - ・自社ホームページ URL、奨学金返還支援制度導入を明示した求人票等
9. 振込先が確認できる書類
 - ・通帳等

1. 申請書（様式第1-1-2号：法人用、様式第1-2-2号：個人事業主等用）

- ・オンラインにて、**申請フォーム**に入力してください。

2. 誓約・同意書（様式第2号）

- ・必ずすべての誓約・同意事項を確認の上、**申請フォーム**でチェックしてください。
- ・誓約内容に虚偽等があった場合には、支援金の支給決定を取り消したり、大阪府が支払った支援金の返還や違約金・返還に要する費用の支払いを求める場合があります。

【誓約・同意事項】

- 事業者名又は氏名並びに奨学金返還支援制度の内容を大阪府ホームページ等で公表することに同意します。
- 宗教上の組織又は団体、政党その他の政治団体（法人でない場合は、その代表者又は管理人）ではありません。
- 申請日の前日から過去1年間に、労働基準法その他の関係法令の違反歴はありません。
- 代表者、役員又は従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者には、該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。
- 申請書類に関する情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府が大阪府警察本部に提供することに同意します。
- 法人の場合は罰金の刑、個人の場合は禁錮（令和7年6月1日以降は、拘禁刑）以上の刑に処せられていません。もしくは、刑に処せられていた場合は、その執行を終えています。又は、執行を受けることがなくなった日から1年以上経過しています。
- 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受けていません。もしくは、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年以上経過しています。
- 申請に関する従業員等の個人情報を提出する場合は、本人の同意を得ています。
- 支給が決定された場合は、今回導入した奨学金返還支援制度について、支給決定日から5年以上制度を継続することを誓います。**
- 申請書類に記載された内容に虚偽等が判明した場合は、大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金の返還と違約金の支払いに応じます。
- 大阪府が、本事業に関する調査等を実施する場合は、これに応じます。
- 大阪府が申請に関する情報を税務情報として使用することに同意します。
- 個人情報について、大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金の審査・支給に関する事務に限り、大阪府が一部事務委託している事業者を提供することに同意します。

3. 資本金及び従業員数が中小企業等であることが確認できる書類

【法人の場合】

①②のいずれか1点を提出してください。

①商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）。（申請日前3か月以内に発行されたもの）

②会社案内又は会社概要パンフレット（所在地、資本金、事業内容、代表者名の記載のあるもの）。

【個人事業主等の場合】

下記の①②の2点を提出してください。

① 個人事業の開業届出書（必須）

② 【第1期】

令和6年度給与所得等に係る市町村民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書
（必須）

【第2期】

令和7年度給与所得等に係る市町村民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書
（必須）

4. 雇用の実態（被雇用者を雇用保険に加入させていること）が確認できる書類

【第1期】

大阪労働局あて令和6年7月10日提出期限（令和6年度分）の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（継続事業用）又は（雇用保険用）〔事業主控〕に受付印が押印されている写しを提出してください。

【第2期】

大阪労働局あて令和7年7月10日提出期限（令和7年度分）の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（継続事業用）又は（雇用保険用）〔事業主控〕に受付印が押印されている写しを提出してください。

・本社が他府県にある場合は、今回申請いただいた府内の主たる事業所分の書類を提出してください。

・上記が提出できない場合は、以下(1)(2)のいずれかを提出してください。

(1)事業主控えに大阪労働局の受付印がない場合は、申告書（受付印がないもの）及び納付書（金融機関の領収印があるもの）の2点

(2)組合等を通じて一括申請している場合は、組合等に申告書内訳のコピーを依頼し提出（申請事業者部分及び大阪労働局の受付印が確認できるもの）

- ・提出期限後に事業所を開設したなどの理由で上記申告書の提出をされていない事業主については、事業所台帳異動状況照会で管轄のハローワークから交付された写し又は被雇用者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写しを提出してください。

【事業所台帳異動状況照会で管轄のハローワークから交付された写し】とは、事業主が管轄のハローワークに「雇用保険適用事業所情報提供請求書」により、「事業所台帳異動状況照会」により写しの交付を請求いただき、ハローワークから事業所に交付される書類です。

【雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）】とは、事業主が雇い入れた労働者の雇用保険の資格取得届をハローワークに行い、被保険者となったことが確認された場合に、ハローワークから事業主に通知される書類です。

5. 個人事業主等の代表者の本人確認ができる書類

- ・次のいずれかの写しを提出してください。いずれの場合も申請を行う日において有効なものに限ります。

- | | |
|---|--|
| <input type="radio"/> 運転免許証(表・裏の両方) | <input type="radio"/> 各種健康保険証(表・裏の両方) |
| <input type="radio"/> 住民基本台帳カード(表面) | <input type="radio"/> マイナンバーカード(表面) |
| <input type="radio"/> 在留カード(表・裏の両方) | <input type="radio"/> 特別永住者証明書(表・裏の両方) |
| <input type="radio"/> 外国人登録証明書(表・裏の両方。ただし、在留の資格が特別永住者のものに限る。) | |

6. 奨学金返還支援制度を導入したことが確認できる書類

- ・奨学金返還支援制度を定めた就業規則、賃金規程等（社名、支援制度の内容、制度適用日（規則等の施行日）が記載されているものの写しを提出してください。就業規則等の中に奨学金返還支援制度を定めている場合でページ数が多い場合は、該当箇所の写しを提出してください。

奨学金返還支援制度の規程見本を参考例として下記ホームページに掲載しています。これらの資料を参考に、各社の実情に応じて規程を作成してください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/shogakukin/shienkin.html>



7. 奨学金返還支援制度を従業員等に周知したことが確認できる書類

- ・従業員等への周知文書や、社内イントラネットへの掲載文書、掲示板への掲示文書等の写しを提出してください。
- ・周知文書等には、事業者名、周知日、奨学金返還支援制度の概要、担当者名等を記載してください。

8. 奨学金返還支援制度を導入していることを社外に明示したことが確認できる書類 自社ホームページがある場合は、制度について掲載されているページの URL を記入

【自社ホームページの記載例】

○記載箇所

- ・奨学金返還支援制度の導入を新着情報のページに掲載
- ・従業員の福利厚生を紹介するページに掲載
- ・自社ホームページの従業員募集要項に、奨学金返還支援制度を掲載

○記載文例

- ・(新着情報の例) 当社では、従業員の経済的・精神的な負担の軽減を図るため、令和〇年〇月〇日から奨学金返還支援制度を導入しました。奨学金を返還中の正社員に対し、月〇円を〇年間支援します。
- ・(従業員募集要項の例) 奨学金返還支援制度あり (月〇円を〇年間支給)

⇒ 自社ホームページがない場合は、奨学金返還支援制度を導入していることが明示された求人票等の写しを提出してください。ただし、奨学金返還支援制度の対象でない求人票は無効です (例えば、正社員のみを対象とした奨学金返還支援制度を導入している場合に、パートタイムの求人票が提出された場合などは、添付書類として認められません)

【ハローワーク求人票の場合】

- ・「賃金・手当等 (その他手当付記事項)」または「求人に関する特記事項」に「奨学金返還支援制度あり」等と記載してください。
- ・各ハローワークで受付後の受付年月日の記載のあるものを提出してください。

【民間求人サイトへの求人情報掲載の場合】

- ・求人サイトに掲載された求人情報の画像 (サイト名、社名、募集要件等、奨学金返還支援制度がわかるもの) を提出するとともに掲載ページの URL を記載
※求人サイト掲載前のプレビュー画面は不可です。

9. 振込先が確認できる書類

- ・申請フォームに記載の振込口座に関する情報（金融機関名、支店名、金融機関コード、支店コード、預金種目、口座番号、振込先名義（カナ）が記載された通帳の写し（通帳の1ページ目の見開きページ）を提出してください。
- ・法人の場合は、法人名義の通帳の写し（通帳の1ページ目の見開きページ）を提出してください。
- ・ネットバンキングなど通帳不発行の場合は、ネットバンキングの金融機関名、支店名、金融機関コード、支店コード、預金種目、口座番号、振込先名義（カナ）がわかる画面の写し等を提出してください。

VI. 問合せ先

【問合せ先】大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金事務局

〔開設時間〕 平日の午前9時から午後6時まで

〔電話番号〕 06-4792-9010

支援金の不正受給は**犯罪**です！

支給要件を満たさないにもかかわらず、支給要件を満たしているかのように装って申請し、支援金を受給することは犯罪です。事業者等のみなさまにおいては適正な申請をお願いします。